

史跡久喜銀山遺跡保存活用計画

令和6年(2024年)3月
邑南町教育委員会

序 文

史跡久喜銀山遺跡は、方鉛鉱等の採掘から焙焼、銀への製錬の遺構が明らかになっているとともに、戦国から江戸、そして明治と時代を通じて採掘された希な遺跡で、令和3年に国の史跡に指定されています。史跡の指定地は、1,536か所の採掘跡や16世紀後半と17世紀後半の吹所跡、近代の製錬所跡からなり、面積は約33万7千m²を有します。

史跡の存在は、昭和63年度の旧瑞穂町教育委員会が実施した町内遺跡詳細分布調査によって明らかになり、平成19年の大田市石見銀山の世界遺産登録で周辺鉱山への関心が高まりました。当時は遺跡への訪問者はあるものの、遺構が草木に埋もれ、案内板や説明板もなく見学に適さない状況でした。

その状況を憂慮した地元有志の皆様が保全委員会を結成し、坑口周辺の除草や間伐材を利用した坑口の復元、案内板・説明板の設置など史跡周辺の環境整備を行ってくださいました。この度、国の史跡に指定された要因は、これら地元の皆さんの史跡に対する熱意、保存活用に対する御支援、御協力のおかげでもあり、これまでの御尽力に感謝申し上げます。

本計画に基づき、史跡久喜銀山遺跡を将来にわたって確実に保存し、歴史文化を生かしたまちづくりへの展開も目指しつつ、有効かつ適切に活用して参りますので、皆様の御協力をお願ひいたします。

最後になりますが、計画策定に御尽力いただきました保存活用委員会の皆様をはじめ、文化庁、島根県、ならびに関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

邑南町教育委員会
教育長 大橋 覚

例 言

1. 本書は、邑南町が令和4年度から5年度の2か年において実施した国庫補助事業「史跡久喜銀山遺跡保存活用計画策定事業」に伴う保存活用計画書である。
2. 本書の対象となる史跡指定地は、島根県邑智郡邑南町大林・岩屋・久喜に所在する。
3. 本計画は、史跡指定地の保存活用を主内容としている。
4. 本計画の策定にあたっては、邑南町教育委員会が委嘱した史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会（以下、「保存活用委員会」という。）委員をはじめ、文化庁文化財第二課、島根県教育庁文化財課から指導・助言を受けた。また、土地所有者及び地元出羽自治会などの協力を得た。なお、事務局は教育委員会学びのまち推進課が担当した。
5. 本書は、保存活用委員会において協議・検討した内容を事務局がまとめ、編集した。
6. 本計画で取り扱う範囲には山林が多く含まれている。したがって、一部は公図を元に範囲を定めている。

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的	1
1. 計画策定の沿革	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の対象・範囲	2
4. 委員会の設置・経緯	4
5. 他の計画との関係	5
6. 計画の実施	8
第2章 史跡をとりまく環境	9
1. 地理	9
2. 歴史環境	12
3. 自然環境	22
4. 社会的環境	30
第3章 史跡久喜銀山遺跡の概要	35
1. 指定に至る経緯	35
2. 指定の状況	36
3. 指定地の状況	43
4. 遺跡の概要	48
第4章 史跡の本質的価値と構成要素	59
1. 史跡の本質的価値の明示	59
2. 新たな価値評価の視点	62
3. 構成要素の特定	62
第5章 史跡の現状・課題	78
1. 保存（保存管理）の現状と課題	78
2. 活用の現状と課題	83
3. 整備の現状と課題	89
4. 運営・体制の整備の現状と課題	91
第6章 大綱（将来像）と基本方針	93
1. 目指す将来像	93
2. 基本方針	93
第7章 史跡の保存（保存管理）	95
1. 方向性	95
2. 方法	95
第8章 史跡の活用	108
1. 方向性	108
2. 方法	108

第9章 史跡の整備	112
1. 方向性	112
2. 方法	112
第10章 運営・体制の整備	116
1. 方向性	116
2. 方法	116
第11章 施策の実施計画	118
1. 実施計画の時期区分の設定	118
2. 実施計画のプログラム	118
第12章 経過観察	122
1. 経過観察の方向性	122
2. 経過観察の方法	123

挿図目次

図1-1 『石見国図』（宮城県図書館蔵）	
図1-2 計画の対象・範囲（史跡指定地及び「今後保護を要する範囲」）	
図1-3 計画の位置づけ（上位計画、関連計画等との関係）	
図2-1 邑南町の位置	
図2-2 邑南町の交通条件	
図2-3 史跡へのアクセス	
図2-4 邑南町の沿革	
図2-5 邑南町の指定等文化財の分布（美術工芸品等を除く）	
図2-6 史跡久喜銀山遺跡周辺遺跡分布図	
図2-7 邑南町の地形・河川	
図2-8 邑南町の植生自然度	
図2-9 邑南町の地質	
図2-10 久喜銀山の鉛同位体組成分析結果	
図2-11 邑南町の人口推移	
図2-12 邑南町の観光入込客数の推移（島根県市町村観光動態調査）	
図2-13 邑南町の宿泊者数の推移（島根県市町村観光動態調査）	
図3-1 大林採掘跡群の史跡指定範囲	
図3-2 繩手吹所跡の史跡指定範囲	

図3-3 床屋吹所跡の史跡指定範囲	
図3-4 久喜製鍊所跡の史跡指定範囲	
図3-5 史跡指定地の土地利用構成比	
図3-6 史跡周辺 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（島根県土木部砂防課）	
図3-7 久喜地区 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（島根県土木部砂防課）	
図3-8 大林地区 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（島根県土木部砂防課）	
図3-9 久喜林間学舎周辺 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（島根県土木部砂防課）	
図3-10 大林採掘跡群遺構配置図	
図3-11 繩手吹所跡遺構配置図	
図3-12 床屋吹所跡遺構配置図	
図3-13 久喜製鍊所跡遺構配置図（詳細）	
図4-1 露頭掘の概念図	
図4-2 久喜銀山と石見銀山の鉛同位体データ	
図4-3 大林採掘跡群構成要素位置図	
図4-4 繩手吹所跡構成要素位置図	
図4-5 床屋吹所跡を構成する位置図（史跡指定地詳細）	
図4-6 床屋吹所跡を構成する位置図	
図4-7 久喜製鍊所跡を構成する位置図	

- 図 5-1 史跡久喜銀山遺跡の来訪経験
 図 5-2 講演後の興味関心度合い
 図 5-3 モニターツアーの満足度
 図 5-4 史跡久喜銀山遺跡への来訪経験
 図 5-5 地域活動への参加意向
 図 6-1 大林採掘跡群の今後保護を要する範囲
 図 6-2 床屋吹所跡の今後保護を要する範囲
 図 6-3 縄手吹所跡及び久喜製錬所跡の今後保護を要する範囲
 図 7-1 大林採掘跡群の今後保護を要する範囲
 図 7-2 床屋吹所跡の今後保護を要する範囲
 図 7-3 縄手吹所跡及び久喜製錬所跡の今後保護を要する範囲
 図 7-4 大林採掘跡群のゾーン分け
 図 7-5 床屋吹所跡のゾーン分け
 図 7-6 縄手吹所跡及び久喜製錬所跡のゾーン分け
 図 10-1 史跡久喜銀山遺跡の保存・活用・整備に関わる運営・体制
 図 12-1 計画策定（改訂）や措置の実施・評価に関わる P D C A サイクルの考え方と経過観察
 図 12-2 経過観察の基本的な内容と手順（段階）及び展開
- 写真 4-1 風穴間歩及び露頭堀跡
 写真 4-2 大山谷間歩
 写真 4-3 長戸呂間歩
 写真 4-4 阿色間歩
 写真 4-5 道小間歩
 写真 4-6 山の内吹所跡
 写真 4-7 銀吹山品龍寺
 写真 4-8 鉛の製錬炉（SX01）
 写真 4-9 製錬炉（SX02）
 写真 4-10 出土及び表採遺物
 写真 4-11 円盤滓
 写真 4-12 大横谷間歩
 写真 4-13 説明板
 写真 4-14 焼竈跡（A 区）
 写真 4-15 鉛吹床跡（F-2 号炉）
 写真 4-16 ろかす吹床跡（B-41 号炉）
 写真 4-17 焼竈跡（F 区）
 写真 4-18 説明板
 写真 4-19 造林地及び施業用作業道
 写真 4-20 からみ原（廃滓場）
 写真 4-21 キルン跡（焙焼炉跡）
 写真 4-22 ストール跡（焼鉱炉跡）
 写真 4-23 溶鉱炉跡
 写真 4-24 地下登り煙道跡
 写真 4-25 山田屋敷跡
 写真 4-26 トロッコ部品
 写真 4-27 煉瓦
 写真 4-28 伝世品 鋳鉄製鍋
 写真 4-29 炉底滓
 写真 4-30 （伝）溶媒用石灰
 写真 4-31 山神社
 写真 4-32 神宮寺
 写真 4-33 ヘビノネゴザ群生
 写真 4-34 タカチホヘビ
 写真 4-35 久喜コミュニティセンター
 写真 4-36 中電柱（再掲）
 写真 4-37 水抜き間歩
 写真 4-38 坑口・トロッコ復元
 写真 5-1 散策マップ
 写真 5-2 銀山ウォーキング
 写真 5-3 昼食を食べながら自己紹介
 写真 5-4 昼食（地元民宿）
 写真 5-5 ガイダンス（久喜銀山資料館）
 写真 5-6 ガイドツアー（風穴間歩）
 写真 5-7 ガイドツアー（からみ原）

写真目次

- 写真 2-1 主な指定文化財
 写真 2-2 リョウブ
 写真 2-3 ソヨゴ
 写真 2-4 シシガシラ
 写真 2-5 ヘビノネゴザ
 写真 2-6 坑道に生息する洞穴コウモリ
 写真 2-7 栃谷川のオオサンショウウオ
 写真 2-8 久喜銀山遺跡を安芸国側から望む
 写真 2-9 三江線鉄道公園・宇都井駅公園
 写真 2-10 香木の森公園
 写真 2-11 瑞穂ハンザケ自然館
 写真 2-12 交通の結節点「道の駅瑞穂」
 写真 2-13 久喜分校新校舎落成式
 写真 2-14 久喜分校屋内体操場完成
 写真 2-15 久喜林間学舎
 写真 3-1 中電柱
 写真 3-2 石見養護学校設置看板
 写真 3-3 大林線バス開通の記念写真（昭和 38 年）

- 写真 5-8 ガイドツアー（水抜き間歩）
 写真 5-9 銀山講演会（田所公民館）
 写真 5-10 石見銀山号にて帰路につく
 写真 5-11 坑口周辺整備・保全作業
 写真 5-12 間伐材を利用した坑口枠作り
 写真 5-13 坑口整備
 写真 5-14 トロッコ復元
 写真 8-1 社会科副読本「わたしたちの邑南
 町」

表目次

- 表 1-1 史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会委員
 表 1-2 史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会組織
 表 2-1 邑南町の歴史年表
 表 2-2 邑南町の指定等文化財の件数
 表 2-3 史跡久喜銀山遺跡周辺遺跡一覧表
 表 2-4 史跡周辺地の人口推移
 表 2-5 史跡周辺地の年齢構成（令和 4 年）
 表 2-6 史跡周辺地の職業別戸数（明治 5 年）
 表 3-1 史跡指定地の土地利用
 表 3-2 地番（筆）別土地所有・地目の状況
 表 3-3 久喜銀山略年表
 表 3-4 史跡久喜銀山遺跡の調査経過一覧表
 表 4-1 構成要素の特定（史跡指定地）
 表 4-2 構成要素の特定（史跡指定地外）
 表 5-1 日帰りガイド入門ツアー（久喜銀山ガ
 　イドはじめの一歩ツアー）
 表 7-1 「ア. 史跡指定地内で遺構・遺物が保
 　存されている範囲」における現状変更の取扱
 　基準
 表 7-2 「イ. 史跡指定地内で遺構・遺物が確
 　認されていない範囲」における現状変更の取
 　扱基準
 表 7-3 史跡範囲内の現状変更許可申請区分と
 　行為の内容
 表 8-1 1泊 2 日モニターツアーの例（田舎あ
 　そび&地域課題探求ツアー）
 表 8-2 1泊 2 日ガイド入門ツアーの例（大森
 　銀山×久喜銀山ガイド入門ツアー）
 表 11-1 実施計画の総括表（取組一覧：具体
 　化を目指す取組）
 表 12-1 実施計画の内容に基づく自己点検表
 　（案）…第 1 段階（案）

第1章 計画策定の沿革・目的

1. 計画策定の沿革

史跡久喜銀山遺跡は、島根県邑智郡邑南町大林・岩屋・久喜地区の一部に広がる鉱山遺跡である。本遺跡は、石見銀山の南南東およそ35kmの中国山地にあって、南縁は広島県と境を接し、古代の対馬銀山と同様に鉛鉱から銀を生産する銀鉱山である。

この鉱山は、天正18年(1590年)に描かれた絵図である『石見国図』に「くき銀山」と記されていることから、遺跡名称として史跡久喜銀山遺跡を用いている。

史跡久喜銀山遺跡の存在は、昭和63年度(1988年度)に当時の瑞穂町教育委員会により実施された町内遺跡詳細分布調査によって詳細が明らかになった。その後、石見銀山遺跡の世界遺産登録に向けた調査が進んでいく過程で、同じ幕府直轄地の銀山遺跡として注目されてはいたが、本格的な調査を行っていなかった。平成19年(2007年)には地元有志によって久喜・大林銀山保全委員会が結成され、現在まで遺跡の保存活用の取組が継続されている。この地元の動きに合わせ、邑南町教育委員会では、久喜製錬所跡を中心とした遺跡範囲の保存に向けた措置を講じるため、平成22年度(2010年度)の採掘跡などの分布調査以降、継続して調査を実施してきた。その結果1,536か所の採掘跡、縄手吹所跡、床屋吹所跡、久喜製錬所跡などが発見された。

こうした調査成果を通じて、露頭掘跡、焼竈跡、製錬炉跡、近代の製錬所跡などが確認され、戦国から江戸、そして明治と時代を通じて採掘された希な遺跡であること、また、数少ない方鉛鉱を産出する鉱山の調査例として貴重であることが認められ、これら遺構を含む範囲が令和3年(2021年)10月に史跡に指定された。

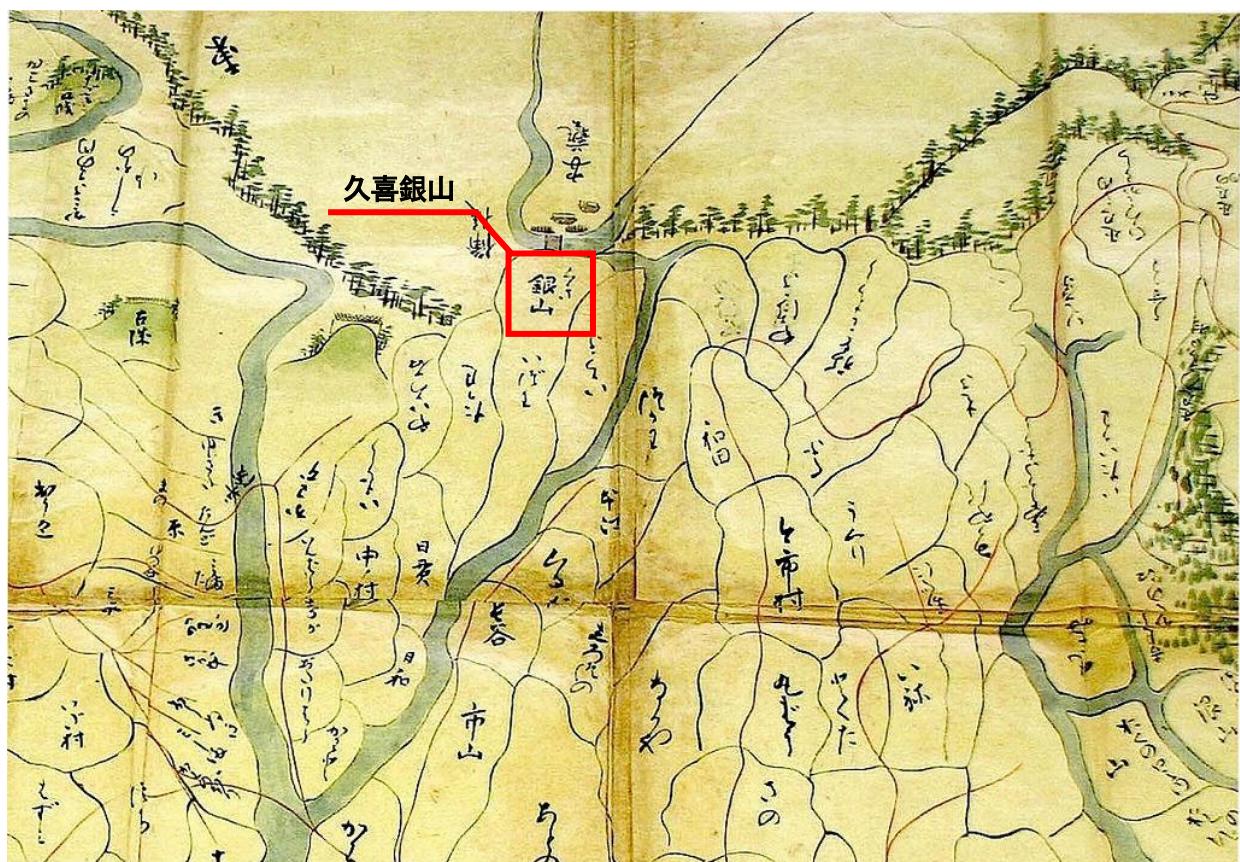


図1-1 『石見国図』(宮城県図書館蔵)

2. 計画の目的

本計画は、史跡久喜銀山遺跡を将来にわたって確実に保存し、歴史文化を生かしたまちづくりへの展開も目指しつつ、有効かつ適切に活用していくための最も基本となる計画である。

このため本計画は、史跡の本質的価値や構成要素などを明確にした上で、それらを保存・活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準などを明らかにするものである。

3. 計画の対象・範囲

本計画は史跡の保存活用計画であり、文化財保護法により保護されている史跡指定地が主たる対象である。

ただし、現在の史跡指定範囲は大林・岩屋・久喜地区の一部にとどまり、史跡久喜銀山遺跡を構成する採掘跡や史跡の範囲外にも重要な遺構が埋蔵している可能性は高く、これらの範囲も視野に入れておく必要がある。また、史跡の保存活用事業の推進にあたっては、周辺地域の文化財や埋蔵文化財、その他の文化財及び景観などにも配慮し、保存管理と活用の方法、それらと連携したあり方なども含めた計画とする必要がある。したがって、本計画では、史跡指定時に示している「今後保護を要する範囲」を含む史跡指定地周辺も対象とする。

さらに、史跡の活用や史跡と調和した田園及び山地部の景観の保全・形成の観点からは、上記の対象（範囲）だけでなく、当該遺跡の立地する大林地区（大林集落）、岩屋地区（岩屋集落）、久喜地区（後木屋・百石集落）の広がりで、ソフト面を含めた取組を検討する必要がある。

加えて、活用の観点からは、瑞穂地域や邑南町全域での文化財・地域資源とのネットワークづくり、更には世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」などとの連携・交流も期待されることから、全町及び広域的な範囲についても考慮して本計画を策定する。

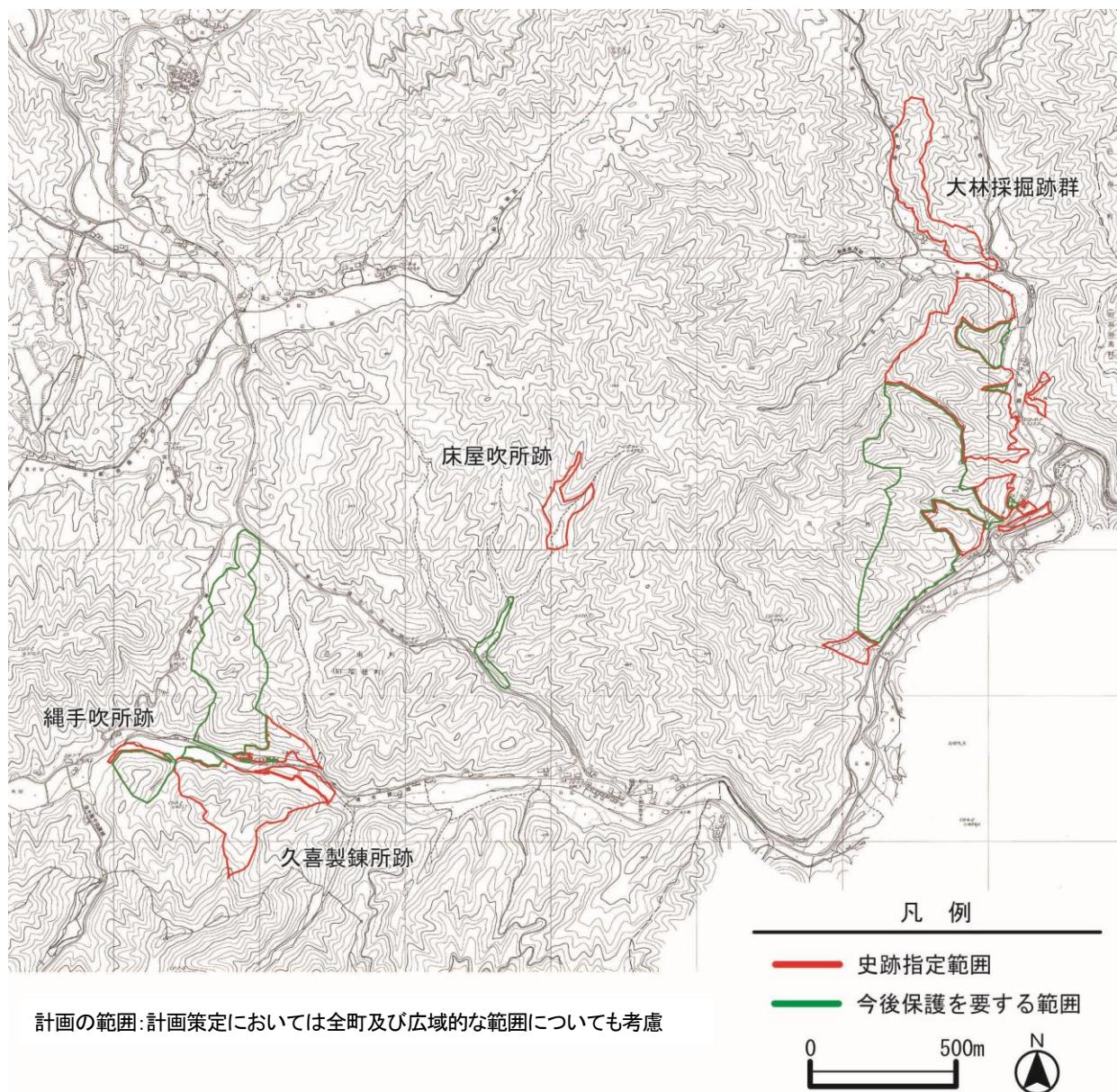


図 1-2 計画の対象・範囲（史跡指定地及び「今後保護を要する範囲」）

4. 委員会の設置・経緯

邑南町教育委員会は、令和3年(2021年)10月11日の国史跡指定に伴い、令和4年(2022年)8月に「史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会設置要綱」を制定し、同年11月に「史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会」を設置した。これに伴い、平成25年(2013年)に制定していた「久喜・大林銀山遺跡調査指導委員会設置要綱」及び設置していた「久喜・大林銀山遺跡調査指導委員会」を廃止した。

表 1-1 史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会委員

役職	氏名	分野	所属
委員長	古瀬 清秀	考古学	広島大学名誉教授
副委員長	井澤 英二	鉱床学・鉱業史	九州大学名誉教授
委員	桑原 一司	動物学・自然環境保全学	元広島市安佐動物公園副園長
委員	仲野 義文	文献史学・近世産業史	石見銀山資料館長
委員	松本 一郎	地質学・岩石鉱物鉱床学	島根大学教育学部教授
委員	西尾 克己	考古学	元島根県古代文化センター長
委員	森脇 政晴	地元史跡保全委員会	久喜・大林銀山保全委員会委員長 (令和4年度) 元久喜・大林銀山保全委員会委員長 (令和5年度)
委員	藤田 憲司	地元自治会	出羽自治会長 (令和4年度) 元出羽自治会長 (令和5年度)
委員	森岡 弘典	地元自治会	出羽自治会推薦

表 1-2 史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会組織

役割	氏名	役職
事務局	大橋 覚	邑南町教育委員会教育長
事務局	三上 徹	邑南町教育委員会生涯学習課長 (令和4年度)
事務局	高瀬 満晃	邑南町教育委員会学びのまち推進課長 (令和5年度)
事務局	原 拓矢	邑南町教育委員会生涯学習課 課長補佐 (令和4年度) 邑南町教育委員会学びのまち推進課 課長補佐 (令和5年度)
事務局	大野 芳典	邑南町教育委員会生涯学習課 係長 (令和4年度) 邑南町教育委員会学びのまち推進課 係長 (令和5年度)
事務局	三上 智之	邑南町教育委員会生涯学習課 統括主任 (令和4年度)
事務局	束村実菜子	邑南町教育委員会学びのまち推進課 主事 (令和5年度)
指導助言	三上 憲昭	元久喜・大林銀山遺跡調査指導委員会委員
指導助言	原田 敏照	島根県教育庁文化財課調整監
指導助言	田原 淳史	島根県教育庁文化財課企画幹 (令和4年度)
指導助言	今福 拓哉	島根県教育庁文化財課主任 (令和5年度)

5. 他の計画との関係

本計画は、邑南町の最上位計画である邑南町第2次総合振興計画、邑南町過疎地域持続的発展計画、邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020、及び教育部門の上位計画（邑南づくり教育計画）などを踏まえるとともに、島根県文化財保存活用大綱を勘案して策定した。

また、策定にあたっては、邑南町観光戦略などの全町的な関連計画に加え、史跡久喜銀山遺跡^{いすわ}が所在する地域の計画（出羽地域振興計画[出羽夢づくりプラン]、特色ある村づくり計画書）との整合を図った。

このようにして策定した本計画は、史跡久喜銀山遺跡の本質的価値を明らかにし、保存・活用の目指すべき全体像を見据えつつ、史跡の保存（保存管理）、活用、整備、体制の運営・整備などの施策を方向づけるものである。

（1）上位計画・関連計画

本計画は、町の最上位計画である「邑南町第2次総合振興計画」とそれに準じた上位計画である「邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020」、教育部門の上位計画である「邑南づくり教育計画」を踏まえて策定した。また、今後作成する計画についても、必要に応じて本計画への反映及び調整・整合を図ることとする。

なお、構成及び本書で用いる体系や概念は、文化庁「史跡等整備のてびき－保存と活用のためには」（平成17年）及び「史跡等重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」（平成27年）に基づき作成した。史跡整備は、原則として本計画に基づき、史跡整備基本計画、整備計画、実施計画を経て実施されることとなる。

ア. 邑南町第2次総合振興計画（平成28年策定、平成31年第1次変更）

「邑南町第2次総合振興計画（以下、「総合振興計画」という。）」では、まちづくりのテーマとして「心かよわせともに創る 邑南の郷」とし、町民が今後も町への愛着や誇りを感じながら健康に過ごせるよう、町民、地域と行政が一体となり新たな時代のまちづくりを目指している。

計画期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）の10年間である。

イ. 邑南町過疎地域持続的発展計画（令和3年）

総合振興計画の実施計画に位置づけた「邑南町過疎地域持続的発展計画」により、総合振興計画と整合性を図りながら積極的な事業展開を行っている。

計画期間は、令和3年（2021年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日の5年間である。

ウ. 邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020（令和2年策定）

総合振興計画の基本計画や実施計画に沿って進められている事業のうち、人口減少の克服と地方創生の事業について、具体的な目標・施策の設定と推進体制や連携方針を示したものとして、第2期戦略である「邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020」を策定し、「誰一人取り残さない」＝持続可能な社会の創生を目指している。

計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間である。

エ. 邑南づくり教育計画（平成29年策定）

総合振興計画の教育に関わる内容を邑南町の「教育大綱」と位置づけ、教育計画策定にあたっては、喫緊の課題である時代を担う人材の育成に重点を置き、総合振興計画との整合性を図った上で、「将来の担い手を地域総がかりで育てる～活力ある輝く地域が、志ある子どもを育てる～」を基本目標として、「ふるさとを学び、人と文化を育む心豊かなまち」を目指している。

オ. 邑南町教育施策の実施計画（令和4年度策定、毎年更新）

教育計画の実施計画に位置づけた「邑南町教育施策の実施計画」により、教育計画と整合性を図りながら積極的な事業展開を行っている。

カ. 邑南町観光戦略（観光ビジョン）（令和2年度策定）

邑南町の課題である少子高齢化に伴う担い手不足や施設の老朽化などの状況を踏まえ、その課題解決への効果的な施策を検討するため、「邑南町観光戦略（観光ビジョン）」を策定し、「誰一人取り残さない」＝持続可能な観光の実現を目指している。

計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間である。

キ. 邑南町地域防災計画（平成18年度策定、毎年更新）

「邑南町地域防災計画」には、文化財が被災した場合の措置を記載している。

本計画は総合振興計画に掲げるまちづくりのテーマである「心かよわせ ともに創る 邑南の郷」の実現に向け、連動した施策となるものである。総合振興計画などの町の主要計画と連動しながら史跡久喜銀山遺跡の歴史文化資産を生かしたまちづくりへとつなげていくものである。

（2）地元自治会・集落の計画

ア. 出羽地域振興計画（出羽夢づくりプラン）（平成21年度策定）

史跡久喜銀山遺跡が所在する出羽自治会では「将来に希望が湧き上がるような夢をみんなで語る」ことを目的のひとつに掲げ、出羽地域振興計画（出羽夢づくりプラン）を策定している。この計画書では、アンケートや話し合いから出てきた夢や目標をまとめ、夢を現実に変えて次世代に引き継いでいくための行動指針を示している。

イ. 特色ある村づくり計画書（昭和56年度策定）

史跡久喜銀山遺跡が所在する久喜・岩屋地区では、「地域の総合的な発展」を目指し「特色ある村づくり計画書」を策定している。この計画書では、地域の可能性を求める実現可能な望ましい未来像の明文化と、地域住民として新しい地域を創造するため、また、受け継いだものを確かに次世代に伝えるために「申し合せ」を行っている。

（3）島根県文化財保存活用大綱（令和2年度策定）

平成30年（2018年）の文化財保護法の改正（文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律）により、地域に所在する未指定を含めた有形・無形の文化財の総合的・計画的な保存・活用を推進するため、都道府県では域内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である「文化財保存活用大綱」の策定ができることとなった。これに基づき島根県では、令和3年（2021年）3月に「島根県文化財保存活用大綱」が策定された。

この大綱策定の背景として、過疎化・少子高齢化の進行、人々の価値観の多様化、文化財の担い手や後継者不足から文化財が失われる危機にあることから、地域の文化財の計画的な保存・活用のあり方として「文化財を守り、伝える体制づくり」「地域社会がかりでの文化財の継承」「文化財をまちづくりの核として活用」の必要性が認識されている。

こうした背景を踏まえ、基本理念「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」及び3つの基本方針と取組が設定されている。

さらに、文化財を未来へつなぎ、地域に生かしていくために、市町村や所有者への必要な支援、地域社会がかりで文化財を災害や犯罪被害から守り、未来へつなげていくための取組（文化財

台帳の作成、文化財防災・防犯マニュアルの作成、島根県文化財救済ネットワークの構築) が示されている。

邑南町第2次総合振興計画

第3章 ふるさとを学び、人と文化を育む心豊かなまち 第4節 地域文化の創造

邑南町過疎地域自立促進計画・邑南町過疎地域持続的発展計画

3. 産業の振興

- (1) 現状と問題点 (5) 観光及びレクリエーション
- (2) その対策 ・ 観光及びレクリエーション
- (3) 計画

9. 教育の振興

- (1) 現状と問題点 (2) 社会教育の振興等
- (2) その対策 ・ 社会教育の振興等
- (3) 計画

邑南町観光戦略（観光ビジョン）

- 3. 邑南町における観光の現状
- 2) 邑南町の観光の現況
 - (5) ヒアリング調査から見る観光の現状
 - ③住民の思い
 - ④地域の課題
 - ⑤生かしたい地域資源
- 3) 観光振興に向けた取組み
 - (3) 豊かな自然を生かした交流事業の推進
 - (4) 歴史的・文化自然を活用した取組み
 - (8) 新たな地域公共交通の仕組みづくり
- 5) 邑南町の観光の課題
 - (7) 推進体制の構築

邑南づくり教育計画

～次代を担う邑南の人づくりのために～

第2章 基本構想

- (3) 計画の基本目標
 - ⑦地域文化を創造します。一郷土の文化や文化財を大切にし、愛郷心を育てる事業の推進や活動の充実－

邑南教育施策の実施計画

- (1) ふるさとの歴史・文化に関する学習の推進
- ②ふるさとの歴史・文化に関する調査・学習支援

邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020 ～多様な力で地域の未来を拓く～

史跡久喜銀山遺跡保存活用計画

出羽地域振興計画 —出羽夢づくりプラン—

- 第3章 夢（未来予想図）と目標
- 2. 産業に関する夢（産業部）
 - ・久喜鉱山、志都の岩屋等の史跡等に観光客が周遊する賑やかな街
- 第4章 中期計画（10年間）
- 2. 出羽地区産業育成計画（産業部）
 - 久喜鉱山等の史跡や体験施設の活用促進

特色ある村づくり計画書

- III. 地域づくりの基本構想
- 1. 地域づくりの目標
 - [4] 豊かな歴史と文化を大切にした地域づくり
- 2. 地域づくりをどのように進めるか
- 3. 具体的には
 - (3) コミュニティ施設の整備
 - (5) 産業の振興
 - (7) 文化財等の維持保存

島根県文化財保存活用大綱

図1-3 計画の位置づけ（上位計画、関連計画等との関係）

6. 計画の実施

本計画の計画期間は、令和 6 年度(2024 年度)から令和 15 年度(2033 年度)の 10 年間とする。

また、本計画は文化財保護法第 129 条の 2 第 4 項に基づき、文化庁へ認定を申請することとし、認定された計画としては認定日から発効することとなる。

今後、施策・事業の成果や新たな課題が生じた場合などを踏まえ、次期計画への改定時期だけでなく、それまでの間においても、必要に応じて計画の見直しに柔軟に対応する。

なお、認定を受けた計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定める軽微な変更を除き、文化庁長官の認定を受けなければならない（文化財保護法第 129 条の 3）。

昭和二十五年法律第二百十四号

文化財保護法

第七章 史跡名勝天然記念物

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。